平成２９年（再イ）第１１１号

埼玉県飯能市大字中居44番地11

再生債務者　田形　勝也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１２７号

埼玉県ふじみ野市川崎２丁目６番地11

再生債務者　菅原　聖子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１３０号

埼玉県川越市大字藤間1078番地１（メゾン・リュミエール301号室）

再生債務者　會田　直樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１４３号

埼玉県川越市大字的場2209番地１（エスペランサ202号室）

再生債務者　木村　直仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第４０号

石川県かほく市七窪ヘ121番地１

再生債務者　香林　俊一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日　　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第２１号

広島県広島市西区庚午中３丁目13―３　Ｋ―ｆｉｅｌｄ502

再生債務者　小嶋　茂雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（再イ）第３７号

愛媛県松山市森松町624番地７

再生債務者　藤江　政武

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月10日　　松山地方裁判所民事部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第３号

平成30年４月６日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成30年４月24日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Ｄ184号

2．名称　Minebea Intec Bovenden GmbH & Co. KG

3．住所　Leinetal 2, 37120 Bovenden, Germany

4．特定計量器の種類　非自動はかり

日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

平成30年３月30日

日本郵政共済組合代表者　長門　正貢

第13条第２号中「附則第20条の８第１項」を「附則第20条の７第１項」に改める。

第31条第１項の表中「$\frac{46.87}{1,000}$」を「$\frac{45.07}{1,000}$」に、「$\frac{5.92}{1,000}$」を「$\frac{7.79}{1,000}$」に、「$\frac{93.74}{1,000}$」を「$\frac{90.14}{1,000}$」に、「$\frac{11.84}{1,000}$」を「$\frac{15.58}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{46.87}{1,000}$」を「$\frac{45.07}{1,000}$」に、「$\frac{5.92}{1,000}$」を「$\frac{7.79}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成30年４月１日から施行し、変更後の第13条第２号の規定は、平成27年10月１日から適用する。

2　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第８条に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　大阪薬業企業年金基金

2．事務所の所在地　大阪府大阪市中央区内平野町３丁目２番５号

3．理事長の氏名及び住所　柳原　良一　大阪府大阪市中央区内平野町３丁目２番５号

4．実施事業所の名称及び所在地　乾卯栄養化学株式会社、イヌイ株式会社、林六株式会社、繁和産業株式会社、株式会社馬場健商店、日精バイリス株式会社、アルフレッサファーマ株式会社、日本粉末薬品株式会社、日本資材株式会社、日進医療器株式会社、堀井薬品工業株式会社、大阪薬業健康保険組合、大阪医薬品協会、大阪医薬品元卸商組合、一般社団法人大阪薬業クラブ、大阪府医薬品卸協同組合、大鳥産業株式会社、奥野製薬工業株式会社、大阪家庭薬協会、大阪化学工業薬品協会、片山化学工業株式会社、大成化薬株式会社、大化株式会社、タカビシ化学株式会社、大都産業株式会社、上野製薬株式会社、熊取化学株式会社、栗本薬品工業株式会社、山善製薬株式会社、株式会社山口薬品商会、西邦産業株式会社、株式会社山薬、安田薬品株式会社、山田薬品株式会社、丸安産業株式会社、丸善薬品産業株式会社、松浦株式会社、健栄製薬株式会社、藤井薬品株式会社、コニシ株式会社、光成薬品株式会社、河野薬品株式会社、小城製薬株式会社、小池産業株式会社、株式会社小西利七商店、株式会社寿ケミカル、恵口薬品株式会社、惠美須藥品化工株式会社、天理薬品株式会社、株式会社アルボース、三京化成株式会社、ハクゾウメディカル株式会社、三雄化工株式会社、北沢薬品株式会社、北垣薬品株式会社、株式会社ケーエスケー、ＫＩＳＣＯ株式会社、共進産業株式会社、明商株式会社、三國株式会社、昭栄薬品株式会社、日野薬品株式会社、大阪衛生材料協同組合、正同化学工業株式会社、セイミ産業株式会社、鈴粉末薬品株式会社、大阪薬業厚生年金基金、ＡＣＳＴ－ＣＳ株式会社、日比忠株式会社、北村化学産業株式会社、株式会社立花商店、株式会社テツタニ、吉川化工株式会社、株式会社江産商会、新和産業株式会社、八興化成株式会社、大洋興産株式会社、豊栄興業株式会社、東亜化成株式会社、福野化学薬品株式会社、赤田善株式会社、清水重薬品株式会社、北沢産業株式会社、永和株式会社、上村工業株式会社、株式会社ポリホス化学研究所、東洋ソルベント株式会社、丸三化学産業株式会社、大阪佐々木化学株式会社、竹村薬品株式会社、稲畑ファインテック株式会社、宇都宮製作株式会社、ハリマ化成商事株式会社、ハリマエムアイディ株式会社、アキヨシ興産株式会社、日本精化株式会社、薬業福祉共済会、堀井産業株式会社、小池イマテクス株式会社、中谷産業株式会社、大阪生薬協会、藤本化学製品株式会社、カテラ株式会社、堀江生薬株式会社、三晶株式会社、ジェクス株式会社、ハクゾウメディカル